

仙台市空き家対策ネットワーク会議会則

(名称)

第1条 この会議の名称は、仙台市空き家対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）とする。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、空家等対策に関わる団体及び機関との情報共有を図るとともに、構成する団体及び機関相互の連携を強化し、もって効果的かつ効率的な空家等対策を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、情報共有及び協議を行う。

- (1) 管理不全な空家等の解消に関すること。
- (2) 空家等の利活用に関すること。
- (3) 空家等に関する啓発及び適切な管理の促進に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 ネットワーク会議は、別表に定める関係団体及び機関（以下「関係団体等」という。）をもって構成する。

- 2 ネットワーク会議には、会長及び副会長を一人置く。
- 3 会長は、仙台市市民局生活安全安心部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、仙台市都市整備局公共建築住宅部長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要と認めるときは、ネットワーク会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係団体等以外の者をネットワーク会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 ネットワーク会議には、個別の事項を協議するため、関係団体等の一部をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会には、部会長を置く。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会を構成する関係団体等以外の者を部会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、仙台市市民局生活安全安心部市民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関して必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

団体・機関名
宮城県司法書士会
宮城県行政書士会
仙台法務局
公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会宮城県支部
宮城県土地家屋調査士会
一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会
公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会
宮城県建築士会仙台支部
一般社団法人宮城県建築士事務所協会
仙台市老人福祉施設協議会
株式会社七十七銀行
株式会社仙台銀行
東北税理士会
宮城県解体工事業協同組合
仙台市消防局
宮城県警察本部
仙台市市民局
仙台市都市整備局